



令和 6 年 4 月 19 日
国際平和協力本部事務局

南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更について

標記については、本日（19日）の閣議において決定されました。概要は下記のとおりです。

記

1. 趣旨

我が国は、平成23年11月から、国際連合南スーダン共和国ミッション（ＵＮＭＩＳＳ）に司令部要員を派遣しています。現在、4名が、首都ジュバにおいて、兵站、情報、施設、航空運用の各業務に関する企画・調整等を実施しています（なお、平成24年1月から平成29年5月まで陸上自衛隊の施設部隊を派遣しました。）。

今般、国連から司令部要員として人事・評価・訓練担当の副参謀長（大佐級）の公募案内があり、選考の結果、陸上自衛隊所属の自衛官（1等陸佐）が合格するとともに、併せて同副参謀長の補佐官（准尉・曹級）の派遣要請がありました。また、ＵＮＭＩＳＳの活動期間については、本年3月14日、国連安全保障理事会において令和6年4月30日まで延長する安保理決議第2726号が採択されました。

ＵＮＭＩＳＳは、現在我が国が要員を派遣する唯一の国連PKOであり、国連による平和のための努力の継続・強化に寄与する観点から、要員派遣は重要です。

本日の閣議において、上記の意義等を踏まえ、我が国の南スーダン国際平和協力業務実施計画を変更し、以下のとおり2名の追加派遣及び派遣期間延長が決定されました。

なお、国際平和協力法第7条第1号及び同条第3号の規定に基づき、変更に係る実施計画の内容及び変更前の期間における実施の状況について、本日、国会に報告いたします。

2. 変更内容

- (1) 国際平和協力隊の規模等に係る規定の整備
 - ・ 司令部要員を追加派遣するため、規模及び構成を整備
- (2) 国際平和協力業務の追加
 - ・ 人事及び教育訓練に関する企画及び調整に係る業務を追加
- (3) 派遣期間の延長
 - ・ 現行実施計画の派遣期間：令和6年5月31日まで
 - ・ 延長後の派遣期間：令和6年6月30日まで